

税務訴訟資料 第259号-194 (順号11307)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 各所得税  
決定処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成21年11月10日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号ないし第●●号、平成21年1  
月27日判決、本資料259号-13・順号11126)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月25日判決、本資料25  
9号-119・順号11232)

決 定

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上記4名訴訟代理人弁護士	荒竹 純一ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年11月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。